



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 は せ が わ  
代表者の 代表取締役社長 井 上 健 一  
役職氏名  
(コード番号：8230 東証第1部・福証)  
問合せ先 常 務 取 締 役 川 江 充  
営業支援グループ長  
T E L 0 3 - 6 8 0 1 - 1 0 7 6

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 23 日開催予定の第 49 期定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 提案の理由

- (1) 当社の事業の多様化に対応するため、事業の目的事項を追加するものであります。
- (2) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)によって、責任限定契約を締結できる会社役員が変更されたことにより、新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を充分発揮できるよう、また、今後の適任者の招聘に資するため、定款第 27 条と第 36 条の一部を変更するものであります。なお、定款第 27 条の変更に关しましては各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを 目的とする。 (1) ~ (28) (条文の記載を省略)	(目的) 第 2 条 (現行どおり) (1) ~ (28) (現行どおり)
(新 設)	<u>(29) 貨物利用運送事業・運送取 次事業</u>
(29) (条文の記載を省略)	<u>(30)</u> (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 (条文の記載を省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 36 条 (条文の記載を省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 36 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>

### 3. 日程

取締役会決議 平成 27 年 5 月 12 日  
株主総会開催日 平成 27 年 6 月 23 日  
効力発生日 平成 27 年 6 月 23 日

以上